

○宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター（産業動物教育研究センター施設）利用規程

平成 29 年 1 月 26 日
制 定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター（以下「センター」という。）産業動物教育研究センター施設（以下「産業動物教育研究施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の範囲）

第 2 条 産業動物教育研究施設は、次の各号のいずれかに該当する場合に利用できるものとする。

- (1) 宮崎大学（以下「本学」という。）の教員が分析機器類を使用する研究
- (2) 本学の学生に対する実践的な教育及び研究指導
- (3) 企業等との共同・受託研究
- (4) センター長が認めたプロジェクト研究
- (5) センターが実施する講演会・セミナー・研修等の事業
- (6) 専任教員が行う研究
- (7) 農学部附属動物病院に係る診療・教育研究の一部
- (8) その他センターの目的を達成するため、センター長が特に必要と認めた場合

（利用者の資格）

第 3 条 産業動物教育研究施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本学の教職員、学生及び研究生
- (2) センターの客員教授等
- (3) センターとの共同・受託研究による研究員
- (4) センターが実施する事業への参加者
- (5) その他センターの目的を達成するため、センター長が特に必要と認めた者

（利用の申請）

第 4 条 産業動物教育研究施設の利用を希望する者は、別に定める「利用申請書」をセンター長に提出し、承認を得なければならない。

（利用の承認）

第 5 条 センター長は、前条の申請が適当であると認めたときは、これを承認し、申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第 6 条 利用者は、「利用申請書」の記載事項について変更しようとするとき、又は変更が生じたときは、その旨を速やかにセンター長に届出なければならない。

（利用の報告）

第 7 条 センター長は、必要に応じ、利用者に対して利用の内容について報告を求めることができる。

（利用許可の取消）

第 8 条 センター長が、センターの運営に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第 5 条の規定による承認を取り消すことができる。

（機器の搬入等）

第 9 条 利用者は、別に定める「機器持込願」によりセンター長の許可を得て、教育研究に必要なかつセンターの所有に属しない機器等を搬入し、使用することができる。

- 2 利用者は、前項の機器等の使用が終了したときは、速やかに搬出しなければならない。
- 3 前 2 項に係る一切の経費は、利用者の負担とする。

（損害賠償）

第 10 条 センター長は、利用者が故意又は過失によって施設・設備を損傷したときは、利用者

対して賠償を求めることができる。

(経費の負担)

第11条 産業動物教育研究施設の利用者は、センターが定める経費を使用料として負担するものとする。

2 使用料の額は別に定める。

(利用上の注意事項)

第12条 利用者は、別に定める「宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター（産業動物教育研究施設）利用上の留意事項」を厳守し、火災予防及び事故防止に努めなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、産業動物教育研究施設の利用に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月26日から施行する。